

第1回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成15年11月27日（木）午後1時30分～午後4時00分

2 開催場所

岡山地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

相澤修一委員，池田克俊委員，井津端修司委員，小田利正委員，金馬健二委員，末金絹枝委員，杉浦三智夫委員，立森伸康委員，的場真介委員，三宅洋子委員，森田悟委員，山口健二委員，山崎博幸委員

（事務担当者）

西村章事務局長，劔持誠総務課長，伊藤のりえ総務課課長補佐

4 議事

- 開会宣言（総務課長）
- 所長あいさつ
- 委員紹介（総務課長）
- 委員長の選任

池田委員を選任（発言要旨は，4の「委員長の選任」に関する発言要旨のとおり）

- 委員長代理の指名
金馬委員を指名
- 議事の公開

発言者の氏名や肩書きなしの議事概要を裁判所のホームページに掲載することとする。

議事を公開するかどうかについては，継続審議とする。

（発言要旨は，5の「議事の公開」に関する発言要旨のとおり）

- 意見交換

「利用しやすい裁判所」について意見交換（内容は、6の「利用しやすい裁判所」に関する発言要旨のとおり）

- 次回の予定

平成16年2月末から3月ころに第2回を開催し、「受付窓口を市民の視点からどのように充実していったらよいか」について意見交換する。

5 「委員長選任」に関する発言要旨

- 地裁委員会の趣旨は、これまで統治客体であった市民が、統治主体となって、市民の力で司法を変えていこうということであるから、委員長は、法曹関係者以外の市民の中から選ばれるのが望ましい。我こそはと思われる方がいらっしゃれば立候補していただきたい。
- 地裁委員会は、裁判所と委員が、双方向の意見交換を通じて、率直で多角的な意見を出し、そこで出た意見については、裁判所で咀嚼して、裁判所の運営に活かすというものであるから、円滑に議事運営を行う必要があると考える。委員長は、出された意見がどの分野の問題かというような判断もしながら、臨機応変に整理し、関係部署に検討の指示なども出さないといけない。内部に精通した所長が望ましい。
- 諮問する側の長が、諮問される側の長というのは、具合が悪い。
- 最初は、裁判所のことをよく知っている人を委員長に選任して、将来的には、また、そのときの状況によって考えればよい。
- 国でも、地方公共団体でも、諮問委員会の委員は、必ずしもその部署について知識を持っている人がなっているわけではない。その分野の専門知識を持っていなくても、それぞれの分野で活躍している人が委員になっており、その中から委員長も選任されている。
- 地裁委員会は、率直な意見交換をすることを通じて意見を吸い上げるということであるから、他の諮問委員会と性格が違う。

- 市民から意見を聞きたいということで委員を選任しているのに、その委員から委員長を選任できないのはおかしい。
 - 初めての試みなので、所長を委員長として進めるのが妥当である。
 - 委員長が委員を代表して裁判所に意見を言うのか、委員長には権限がなくて、委員会で出された意見がすべて裁判所の運営に反映していくのか、今日は、暫定的に委員長を決めておいて、何回かやった後、委員長は何をするのかを決めてもよい。
 - 委員会を開くには、進行役が必要であるから、今日、委員長を決めた方がよい。具体的に、市民からこの方という推薦もないし、立候補もないので、結論として、所長が委員長をやるということでよいのではないか。
- 6 「議事の公開」に関する発言要旨
- 議事概要をホームページに掲載するという事はよい。概要の程度は、それを読んだ人に、発言の内容がよく分かるように、できるだけ詳しい反訳に近いものにしていただきたい。
 - 議事概要を読めば、意見が分かれたとか、少数意見が出たとか、その程度は分かるものにしていただきたい。
 - 議事概要は、こういう意見が出たという内容がはっきり分かれば、分量はあまり多くない方がよい。長いと読まないということもある。
 - 議事概要は、発言者の匿名性を確保したものにしていただきたい。
 - 議事概要は、逐語録に近いものが好ましい。要約するという事になると、善意であれ悪意であれ、要約者の意見が入る。
 - 以前、ある審議会の議事概要に個人名を出したところ個人攻撃があったと聞いた。そういうことがあっては、意見が言いにくくなる。議事概要は、ホームページに掲載する前に、各委員が確認をすることにはいかがか。
 - あまり詳しい内容の逐語的な議事概要にすると、その発言の内容から個人が特定され得ることがある。その辺りのことも考慮していただきたい。

- 一般公開については、議事の進行に非協力的だという人でなければ、傍聴希望を拒否する理由はない。
- 一般公開を認めることで出された意見が外部に筒抜けということでは、自由闊達な意見が言えない。
- 是非傍聴したいという人には傍聴してもらってよい。通常、公開の法廷で裁判をしているが、その中での表現を取り上げて攻撃されたというような問題が頻発しているという状況にはない。あまり心配しすぎて閉鎖的になるのは時代に合っていない。個人攻撃されるなどの問題が発生したら、その時に対応すれば足りる。
- 報道機関への公開については、報道機関に公開したとしても、発言者を特定しない形で、委員の中にはこういう意見がありましたという報道の仕方をしていただければ問題ない。
- 市民に公開するといっても、実際には、報道を媒介としてお知らせするというのが現状である。姿勢として報道機関の取材を拒否するということでは問題である。裁判所も変わったと言われるやり方をしていく必要がある。どうしても公開では不都合である場合に限り、非公開にすれば足りる。
- 報道機関による取材を認めることについては、反対である。自由に発言しにくくなる。正確に報道されるかどうか疑問である。議事概要は公表するのであるから、議事を報道に公開するかどうかよりも、市民の意見を裁判所の運営にどう反映させていくかが大事である。
- 公開は必要である。カメラが四六時中回っていたら言いたいことも言えないが、そのままテレビで流れるというのでなければ、公開してもよい。
- 最初の何分間かに限って映像を撮る、その後は、記者が手記して取材するという方法なら、報道機関に公開してもよい。
- 委員がそれぞれ忌憚のない意見を述べるのが重要であるから、一人でも、報道機関が入ると発言しにくいという人がいれば、それは避けるべきである。

- こういう委員会は、その存在をアピールすることで機能する面がある。公開したとして実際に取材に来るのかどうか分からないが、公開しているという事実が何らかの力を持つ。今回の委員を見ると、官が多い。市民から見ると、官が多くて、公開もしないということであれば、市民感覚からずれていると言わざるを得ない。
 - 市議会などでも報道機関が入っている。公開はアピールに重要である。
 - 市民の声を裁判所の運営に反映させるという動きが出てきたのは、大きな流れの一つであると理解している。委員会が開かれて、こういう意見が出ましたという報道があれば、市民に裁判所が理解されるきっかけにもなる。
 - プライバシーに配慮して個人名が出ないようにするのであれば、特に公開を拒否する必要はない。
 - 公開するかどうかを決めるということは、委員会の運営に関するルール作りであるから、多数決で決めてもよいのではないか。委員会の持ち方は、委員会の中だけで決めていいものではなく、市民の知る権利に敬意を払って決めるべきものである。
 - 公開の問題は多数決で決めるべき性質のものではない。地裁委員会では、決議要件も定められておらず、多数決について、法的根拠もない。
 - 公開、非公開は、その時、その時の議題に応じて、委員会に諮って決めるべきである。すべて公開するということでは、意見を封じることになる。
 - できるだけオープンにしてやってみて、必要に応じて、非公開にすればよい。
 - 公開がふさわしい議題もあるかもしれないが、一般的に公開を原則とする必要はない。報道機関による取材については、経験上、問題意識を持っている。
 - 議事の公開については、多数決で決めていいのか、全員一致でなければいけないのか、それも含めて、継続審議としていただきたい。
- 7 「利用しやすい裁判所」に関する発言要旨
- 利用しやすいというためには、駐車場が必要であると考えているが、新しい庁舎

ができたとき、駐車場はどうなっているのか。

- 岡山地裁では、ホームページに主要判決の掲載をしているということであるが、判決についての説明があるとよい。ホームページに市民と裁判所の双方向の会話ができるスキームを構築すると、市民からの理解が深まるのではないか。
- 建物に入ると感じがいいという建物がよいと思う。明るいイメージで、場所によってはBGMを流すなど、人の心理に働く工夫をしてはどうか。
- 怖い、嫌だ、馴染みがない、行きたくないというのが、市民から見た裁判所の印象である。新庁舎が出来上がったらこういう建物になるというのをピーアールしてはどうか。
- 民事事件では、明るい身近な裁判所のイメージも必要であろうが、刑事事件には馴染まないイメージであると考える。
- 裁判所は親しみにくいという声がある理由の一つは、判決書に原因があると考えられる。判決書が堅苦しくて難しい。もっとかみ砕いて、口語的な判決書にしたらよい。検察官も弁護士も、文章から変えていく姿勢が必要ではないか。
- 法廷がずらっと横並びの構造だと、裁判が終わって法廷から出る際、人に見られる。それが嫌な人もいると思うが、何か対策を講じているのか。
- 被疑者等はどのような形で庁舎に入るのか。
- ドメスティックバイオレンスを受けている人に関わる事件について、被害者が期日に出頭する場合、加害者に会わないように、現在の居場所も知られないように、例えば、帰る際に後をつけられないようにカモフラージュのための車を用意するなどして、かなり気を遣っていると聞いている。関係者は、被害者と加害者の出頭スケジュールを調整することで配慮していただきたいという意見を持っているようだ。
- 裁判所に関係ない人との接点を増やしてはどうか。
- 利用しやすい裁判所を考える場合、市民にとって使い勝手の良い庁舎を考える必要がある。アンケート箱を設けたり、インターネットを利用して、市民の

意見を吸い上げたらどうか。

- 今まで、どういう形で意見を聞いてきたのか。実際のところ、要望、意見はどう扱われてきたのか。記録化されているのか。
- 要望や意見、苦情について専任の窓口があるか。
- 窓口についての広報が必要だと思う。
- 次回のテーマは、庁舎について議論したらよいと思う。
- 苦情対応のシステムについて取り上げたらどうか。
- テーマとしては、続けて「利用しやすい裁判所」について、例えば、「利用しやすい裁判所にするために受付窓口を市民の視点からどうしていくか」というような点で議論を深めてはどうか。
- 受付に関連して、どのような広報、情報発信が行われているかも含めて、苦情受付、窓口問題を中心に議論するということではどうか。